

1-1-1. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

資料3

現状

- これまでにニホンジカなど計7種について特定計画が策定。
- ニホンジカ、イノシシについては、44都道府県で策定。ただし、捕獲目標(数値目標)を設定しているのは、令和元年度でニホンジカ36計画、イノシシ22計画であり、目標設定がされていない又は目標が達成できていない都道府県が存在。

課題

- 科学的・計画的な管理を継続的に進めていくため、第二種特定鳥獣管理計画の適切な目標設定や計画の執行管理の強化が必要。
- ニホンザル、カワウ等についても管理強化の観点から指定管理鳥獣に指定すべきとの意見がある。

第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

令和2年10月30日現在

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
北海道	1994		2017			
青森	2017			2000		
岩手	1997	2006	2003		2004	
宮城	2008	2008	2010	2005		
秋田	2017	2017	2002	2006	2003	
山形	2020	2016	2009	2007		
福島	2016	2010	2009	2007		2007
茨城		2005				
栃木	1994	2006	2006	1997		
群馬	2000	2010	2012	2003	2006	2015
埼玉	2006	2006				
千葉	2005	2013		1998		
東京	2005					
神奈川	2003	2018		2003		
新潟	2017	2014	2011	2007		2018
富山	2015	2012	2010	2004	2017	2017
石川	2015	2009	2002	2000		
福井	2004	2010	2009*	2015		
山梨	2005	2007		2007		
長野	2001	2009	2002	2000	2000	
岐阜	2011	2010	2009		2001	
静岡	2004	2010			2000	
愛知	2005	2004		2004	2000	
三重	2002	2010		2014		

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
滋賀	2005	2012	2008*	2002		2010
京都	1996	2011	2004*	2007		
大阪	2002	2007				
兵庫	1994	2009	2003	2009		
奈良	2000	2008				
和歌山	2008	2007		2013		
鳥取	2003	2002	2007*			
島根	2003	2002	2003*			
岡山	2003	2006	2000*	2019		
広島	2003	2003	2003*			2017
山口	1999	2004	2003*	2016		2014
徳島	2001	2005		2015		
香川	2002	2007		2015		
愛媛	2008	2004		2020		
高知	2005	2002				
福岡	2001	2005				
佐賀		2003				
長崎	1994	2005				
熊本	2000	2008				
大分	1997	2002				
宮崎	2000	2008		2006		
鹿児島	2000	2007				
沖縄		2019				

策定数	44	44	22 (保護:8 管理:14)	27	8	7
-----	----	----	-----------------------	----	---	---

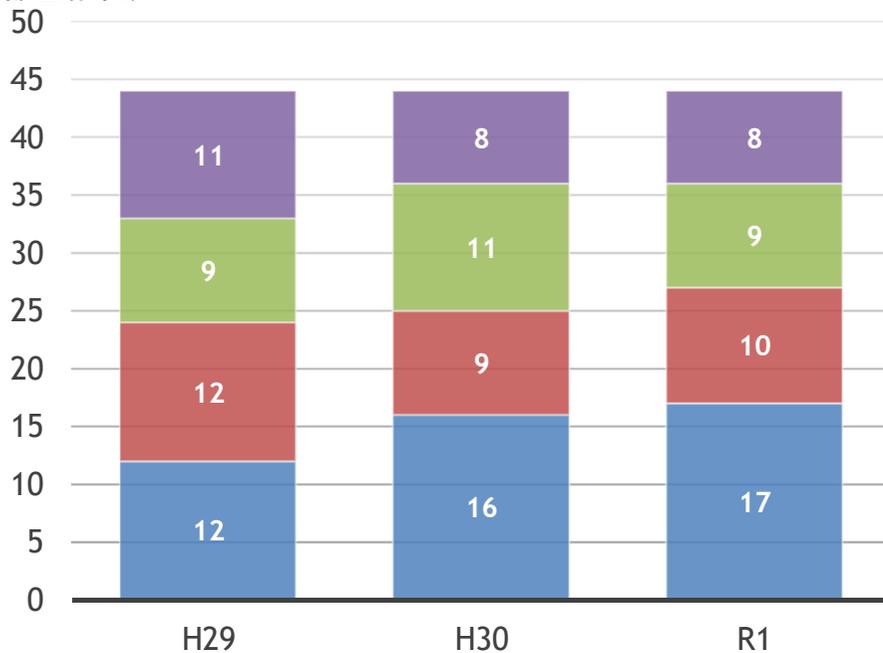
注) 表中の数値は計画開始年度(2000年以前は任意計画を含む)
 奈良県、鹿児島県のニホンジカ計画は、2地域で策定
 * : 第一種特定鳥獣保護計画

1-1-2. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

第二種特定鳥獣管理計画等の捕獲の数値目標の達成状況

ニホンジカ

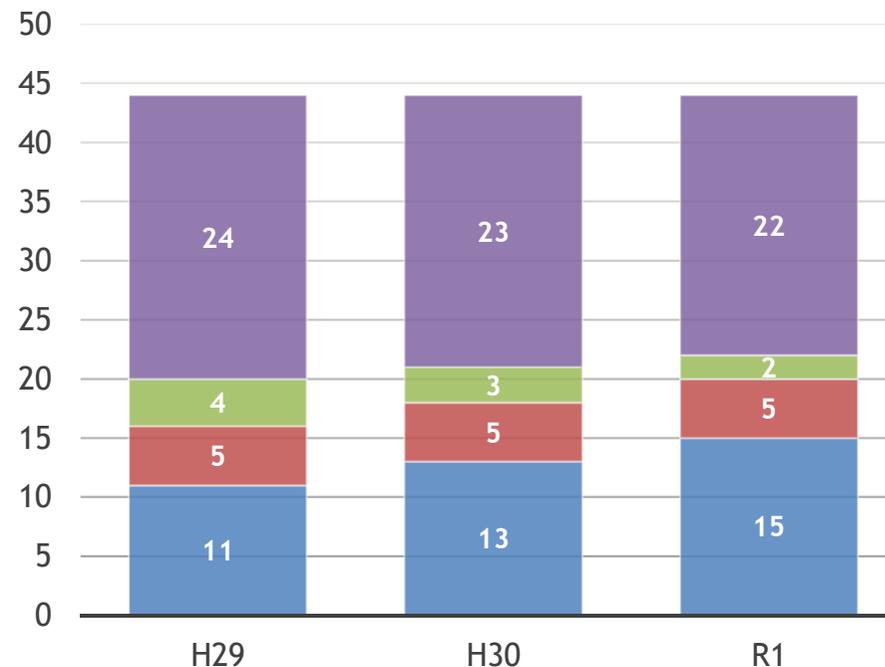
(都道府県数)



- 捕獲の数値目標設定なし
- 捕獲の数値目標未達成（80%未満）
- 捕獲の数値目標未達成（80%以上）
- 捕獲の数値目標達成（100%以上）

イノシシ

(都道府県数)



- 捕獲の数値目標設定なし
- 捕獲の数値目標未達成（80%未満）
- 捕獲の数値目標未達成（80%以上）
- 捕獲の数値目標達成（100%以上）

1-1-3. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

ニホンジカ・イノシシの推定個体数と捕獲数

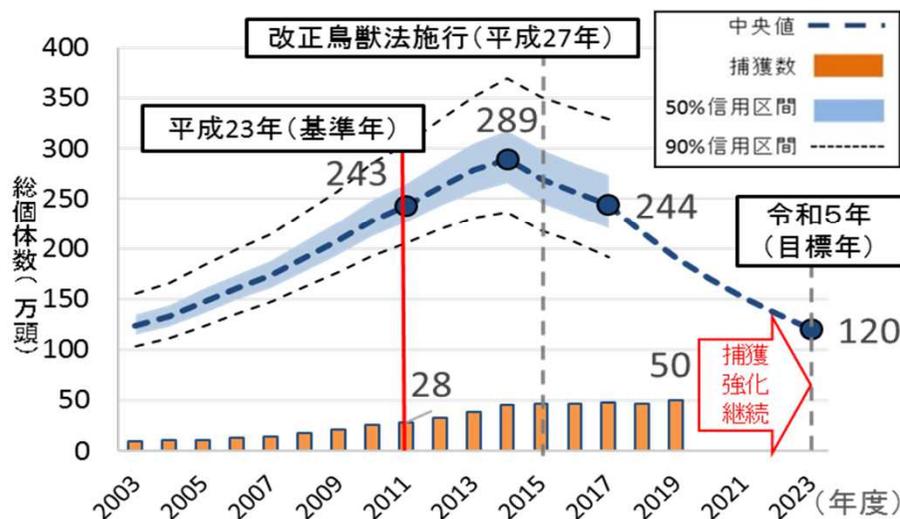
【推定個体数（平成29年度）】 ニホンジカ（本州以南）約244万頭、イノシシ約88万頭

【全国の捕獲数（令和元年度速報値）】

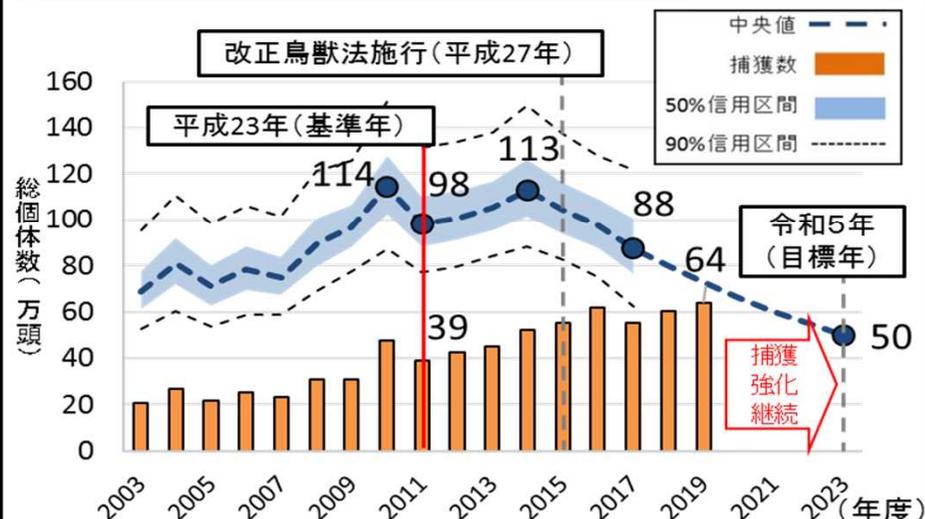
ニホンジカ（本州以南）約50万頭、イノシシ約64万頭

→平成26年度をピークに、推定個体数は減少傾向にあるが、令和5年度の半減目標の達成に向け、さらなる捕獲強化が必要。

ニホンジカ（本州以南）の推定生息数の推移



イノシシの推定生息数の推移



※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等のデータを追加して行うため、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の個体数の推定値も、数十万頭レベルで変わってくる可能性がある。

- ・北海道では、独自の推定方式でニホンジカ（エゾシカ）の生息数を計算しており、計算結果のデータ形式も異なることから、それ以外の地域の計算結果と科学的に妥当な方法で足し合わせるができない。
- ・北海道では、平成30年度の推定生息数は66万頭となっている。
- ・北海道の令和元年度のニホンジカ捕獲数は約11万頭となっている。

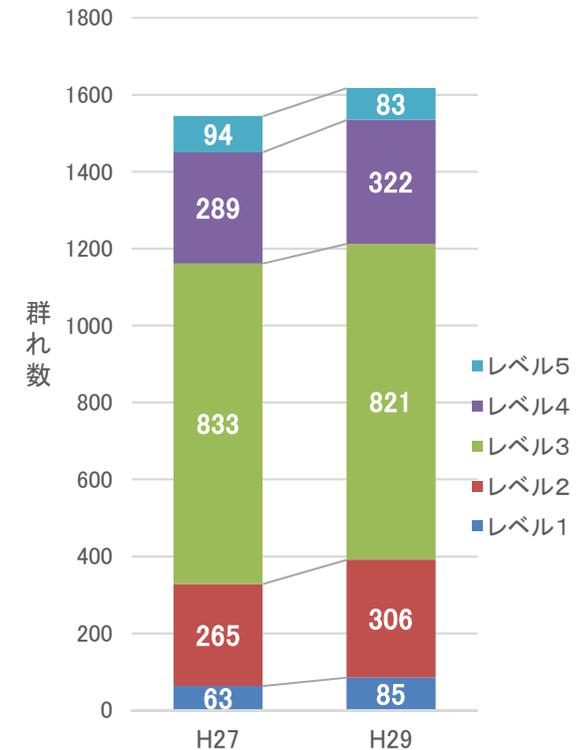
1-1-4. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

ニホンザルの加害群れの数

加害レベル		2015年 (H27)	2017年 (H29)	増減
レベル5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。	94 (6%)	83 (5%)	1割減
レベル4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。	289 (19%)	322 (20%)	1割増
レベル3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。	833 (54%)	821 (51%)	微減
レベル2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。	265 (17%)	306 (19%)	1割増
レベル1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。	63 (4%)	85 (5%)	1割増
レベル0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。	—	—	—
合計		1,544	1,617	

※()内は各年度中の加害群れに占める割合を示す

ニホンザル加害群れ数



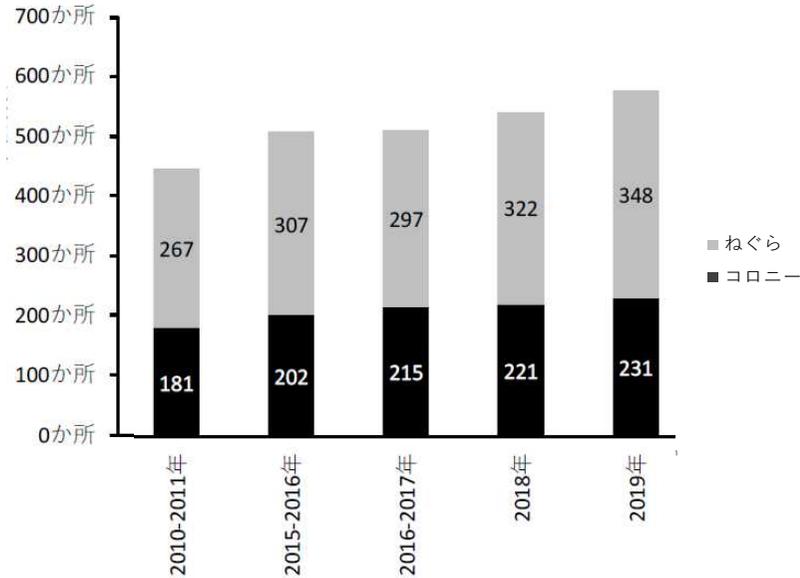
ニホンザルによる農作物被害の推移



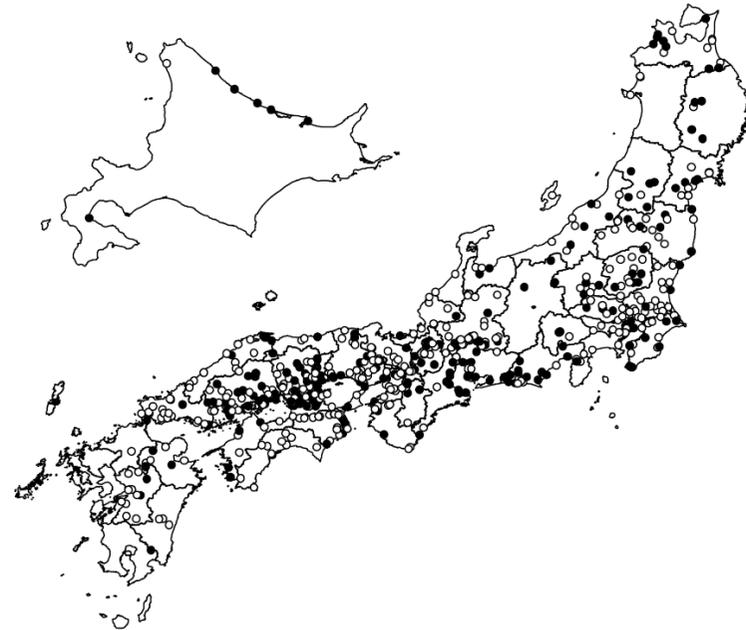
1-1-5. 鳥獣の管理の強化（第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣）

カワウの生息状況

○全国におけるカワウのねぐら・コロニーの箇所数は増加傾向。
 （※佐賀、長崎、鹿児島、沖縄では未調査）



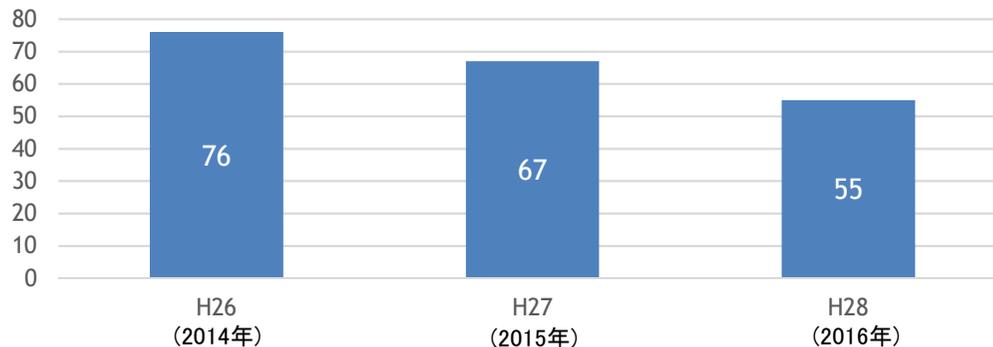
全国のカワウのコロニーとねぐらの箇所数の推移



2019年のねぐら（○）とコロニー（●）の分布

カワウによる被害状況

（億円） 被害を与えるカワウによる捕食被害金額の推定結果（暫定値）



出典：全国内水面漁業協同組合連合会「内水面漁業に被害を与えるカワウの個体数及び被害金額の推定について」

1-2-1. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業）

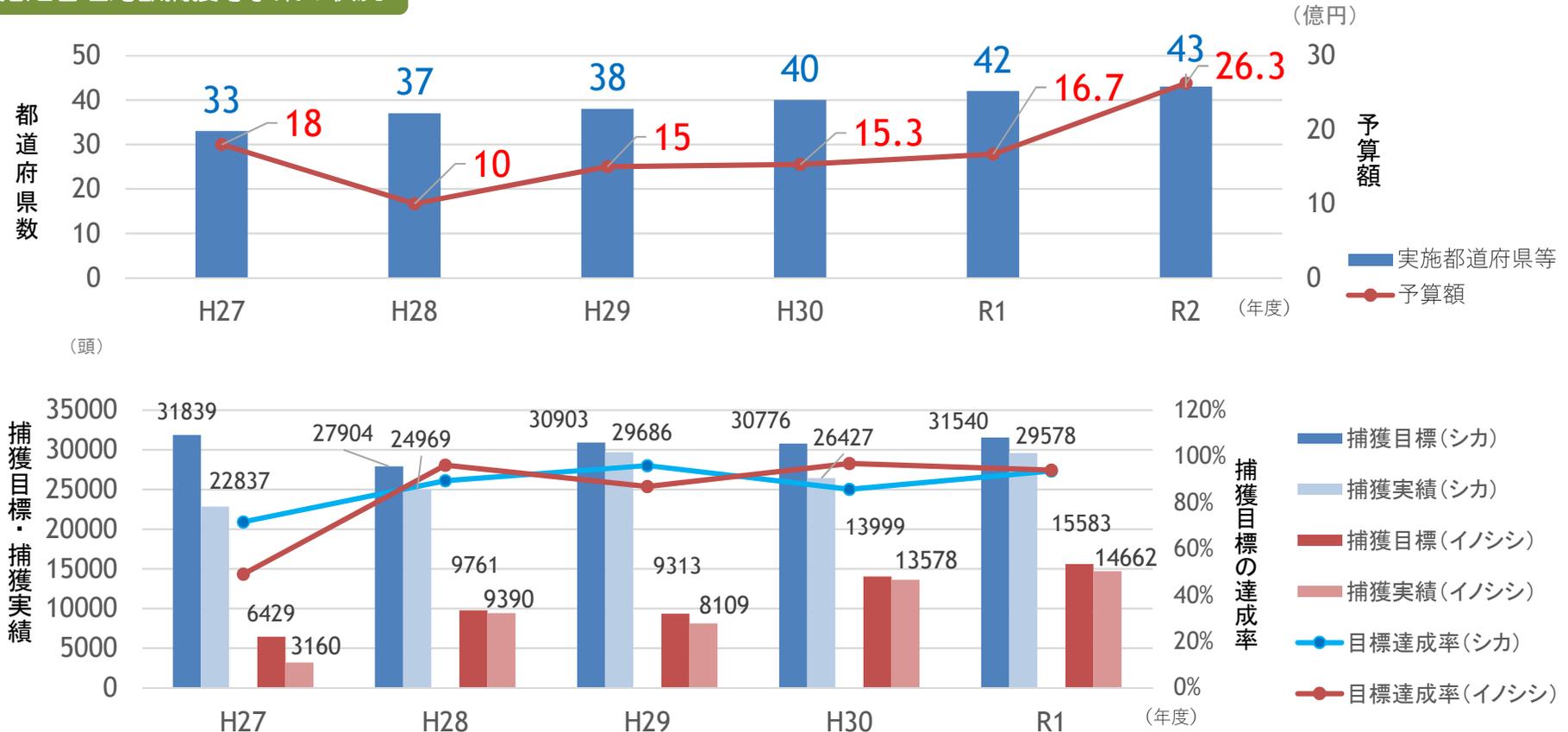
現状

- 指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、「指定事業」）の実施都道府県数及び予算額は増加傾向。
- 指定事業による捕獲実績は年々増加しているが、捕獲目標の達成に至っていない都道府県もある。
- 協議会を設置し、捕獲が進みにくい県境部における広域的な捕獲も進みつつある。

課題

- 特定計画における捕獲目標の達成に寄与するよう、指定事業についても捕獲目標を科学的知見に基づき設定し、計画的かつ確実に捕獲を進めていく必要がある。
- 関係自治体等が連携を図りながら、県境部などでの広域的な捕獲を一層進める必要がある。

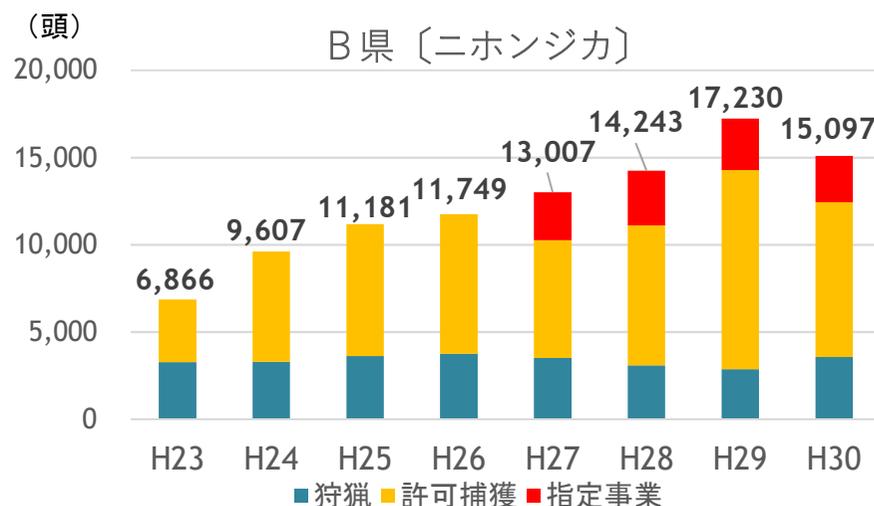
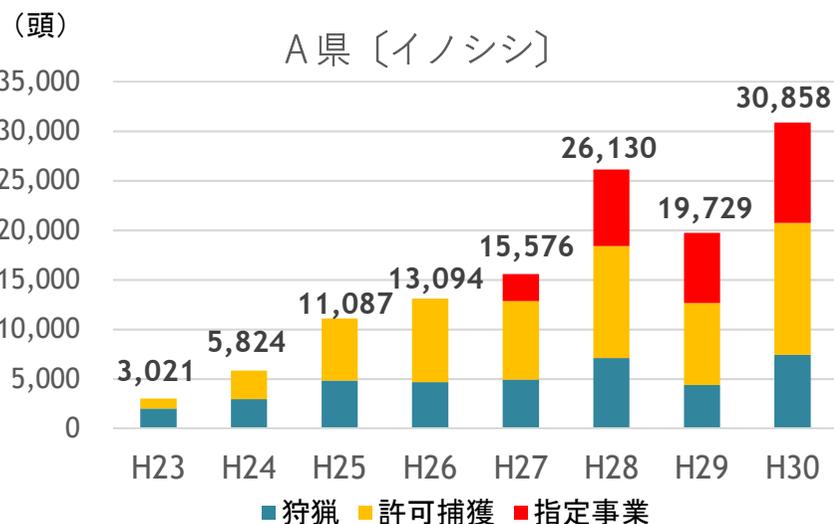
指定管理鳥獣捕獲等事業の状況



1-2-1. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業）

指定管理鳥獣捕獲等事業による効果（捕獲推進）

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により、ニホンジカ、イノシシの捕獲頭数が増加している県も見られるようになってきている。
- 一方で、本事業が狩猟等の既存の捕獲に置き換わり、捕獲数の上積みになっていない県もある。



指定管理鳥獣に関する広域協議会の設置状況

対象鳥獣	協議会名	構成員	事務局	実施状況
ニホンジカ	福島茨城栃木連携捕獲協議会	3県(国無し)	県	○令和元年度は福島県、茨城県、栃木県の3県で協議会を設置し、県境地域にある八溝山(やみぞさん)周辺地域におけるシカの糞塊密度調査を実施。 ○令和2年度は糞塊密度調査や県境地域における効果的な捕獲等を実施予定(指定管理事業交付金を活用)。
	関東山地ニホンジカ広域協議会	5都県、国(農、林、環)	環境省(関東)	○広域協議会において、シカの生息・捕獲状況や植生変化のモニタリング結果などの情報共有・分析等を実施。 ○環境省では、令和元年度は乾徳山(けんとくさん;山梨県)で捕獲等を実施。令和2年度は広域植生モニタリング等を実施予定。

1-3. 鳥獣の管理の強化（認定鳥獣捕獲等事業者）

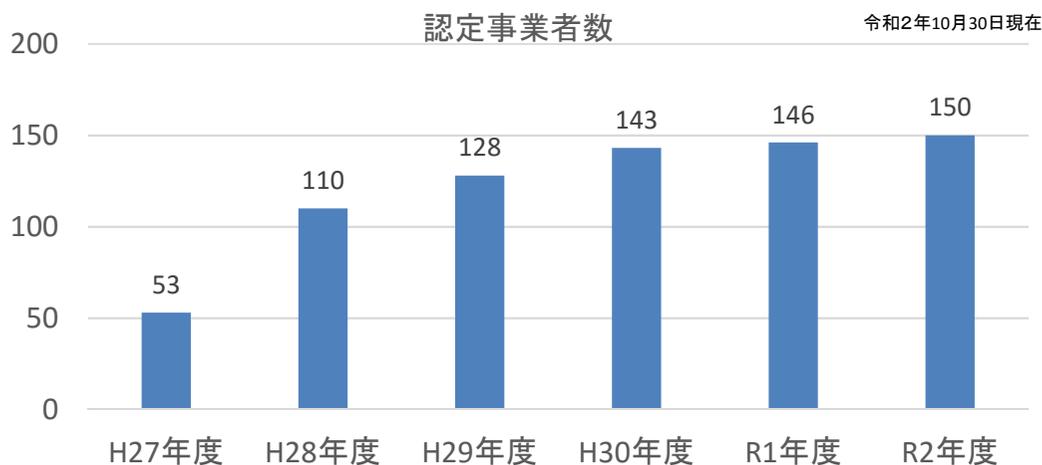
現状

- 認定鳥獣捕獲等事業者は、42都道府県で150事業者が認定を受けているが、地域によって偏りがある。
- 指定事業のうち、認定鳥獣捕獲等事業者が受託した事業件数の割合はこれまで約8割程度であり、残り2割程度は、認定を受けていないが、同等の知見、技能を有する団体等が受託。

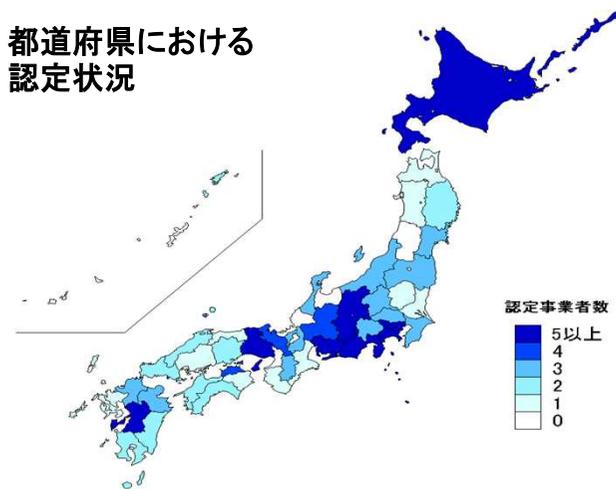
課題

- 認定鳥獣捕獲等事業者が存在しない都道府県があり、さらなる事業者育成の取組が必要である。
- 認定事業者の質の評価と継続的な向上を図る必要がある。
- 認定した都道府県以外の都道府県が認定事業者の実績や能力を正確に把握することができていない。

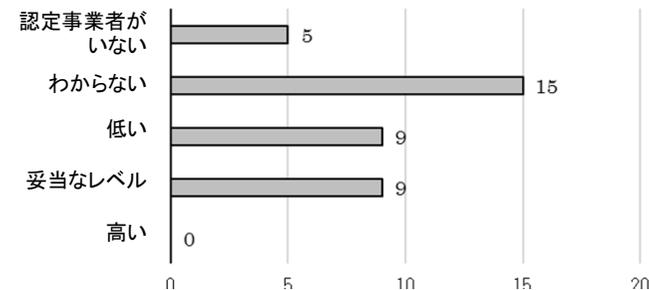
認定鳥獣捕獲等事業者の状況



都道府県における認定状況



年度	指定管理鳥獣捕獲等事業 (捕獲業務契約件数)	認定鳥獣捕獲等事業者 受託件数	認定鳥獣捕獲等事業者 受託割合
H27	32	27	84%
H28	44	29	66%
H29	49	49	100%
H30	59	49	83%
R1	92	81	88%
計	276	235	85%



都道府県内の認定事業者の質に対する都道府県の認識 (N=38)
出典: H29都道府県へのアンケート調査結果を元に作成

2-1. 鳥獣の保護の推進（希少鳥獣）

現状

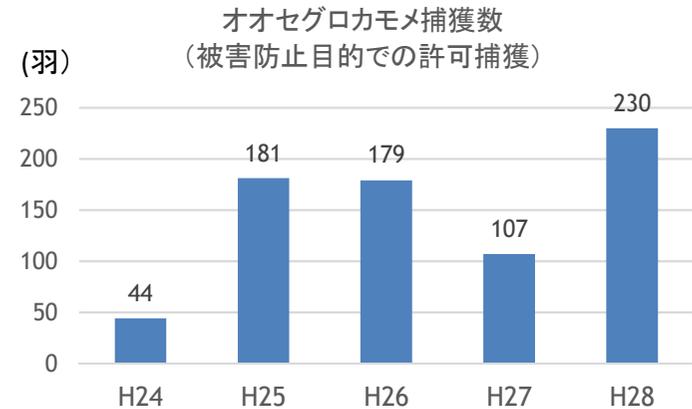
- 環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB、Ⅱ類に該当する鳥獣、これらに該当していないが保護または管理の手法が確立しておらず、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を指定。
- 希少鳥獣として135種を指定。

課題

- 局所的には被害を生じており、被害防止目的で捕獲されている種も絶滅危惧ⅠA・ⅠB、Ⅱ類に指定される可能性も踏まえ、自動的にすべての種が指定されるのではなく、地域の保護管理の実態に応じた希少鳥獣の指定のあり方の検討が必要。

局所的に被害防止目的で捕獲されている野生鳥獣(例)

NT	旧カテゴリー(レッドリスト 2019):なし
チドリ目カモメ科	【鳥類】
オオセグロカモメ	
<i>Larus schistisagus</i> Stejneger, 1884	カテゴリー判定基準: a)
基礎情報	
本種は、全長約 64 cm のカモメ科鳥類である。主たる繁殖分布域は、沿海州、オホーツク海、カムチャツカ半島、サハリン、千島列島、北海道、本州北部の沿岸域である。越冬期は繁殖地に留まる個体と南下する個体があり、日本では北海道から関東地方で多数が、それ以南では少数が越冬する。ほとんどの個体が海岸から沿岸海上に周年生息し、魚類、甲殻類などを食べる。人やキツネ等の捕食者が近づけない孤島、崖地、離岸防波堤、建物の屋上などで主に集団繁殖する。	
分布域・生息地・個体数の現況	
現在の本種の繁殖地は、北海道全域、東北地方、北陸地方に点在している。しかし、1980年代に多数が繁殖していた多くの繁殖地では、繁殖個体数の著しい減少が続いている。一部地域では、2000年以降に港湾施設や家屋上で繁殖する個体数が増えているが、これらの繁殖個体数を足し合わせても、1980年代の総繁殖個体数には満たないと考えられる。減少要因は明らかではないが、オジロワシによる捕食圧の増加や餌資源の減少が考えられる。	
随時見直しの評価理由	
本種は2000～2015年に全国で72コロニー・4,456巣が確認されている。また、主に2000年以降に北海道内各地の港湾施設や家屋上で新たに繁殖する個体が確認されている。しかし、天売島、知床半島、モユルリ島、ユルリ島における本種の巣数は、2004～2013年に20.9～86.3%減少した(環境省自然環境局生物多様性センター 2015)。また、我が国の本種の繁殖個体数は、1980～2015年に大きく減少したと推定された(Senzaki et al. in press)。このように、我が国における本種の個体数は近年急激に減少していると考えられることから、本種の評価の見直しを行う。	
存続を脅かす要因 不明(99) 海岸開発(14) 捕獲・狩猟(41) 捕食(在来種による)(52-4) その他(71)	
参考文献	
環境省自然環境局生物多様性センター, 2015. 重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)海鳥調査第2期とりまとめ報告書, 87pp.	
Senzaki, M., A. Terui, N. Tomita, F. Sato, Y. Fukuda, Y. Kataoka and Y. Watanuki, Long-term declines in common breeding seabirds in Japan. Bird Conservation International, in press.	
執筆者: 先崎理之(北海道大学)	



出典:環境省レッドリスト2020補遺資料

出典:鳥獣関係統計

2-2. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛中毒及び鉛汚染の防止）

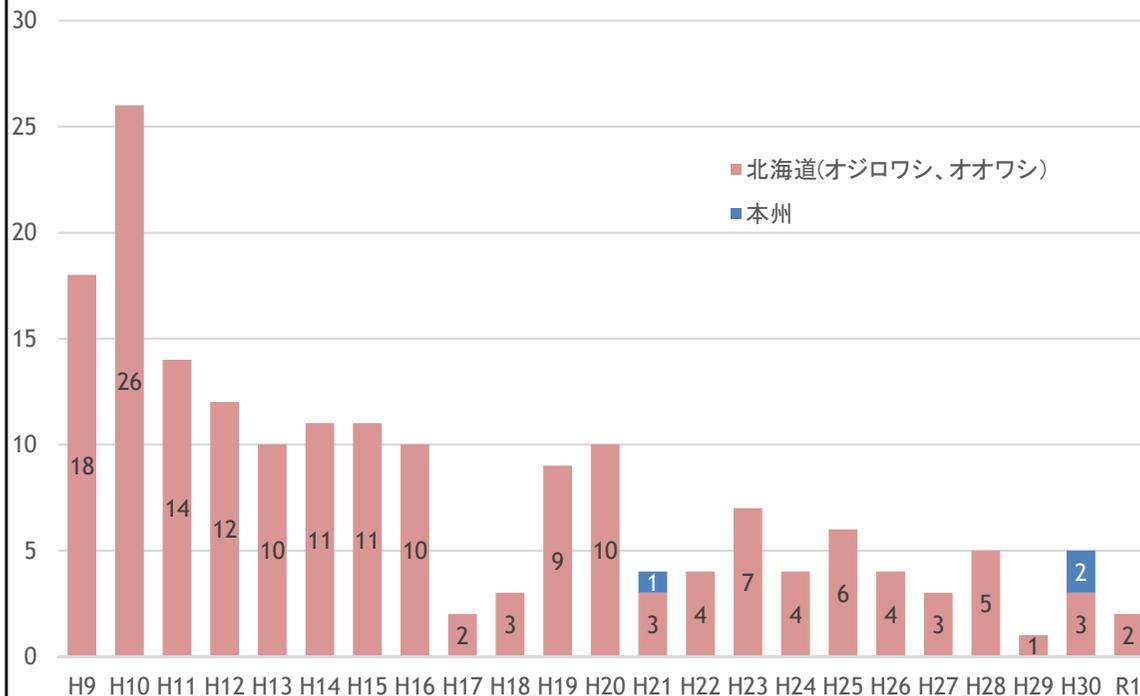
現状

- 猛禽類の鉛中毒に関し、北海道では、平成9年以降オオワシやオジロワシなどの鉛中毒を確認。平成12年度より鉛製ライフル弾の使用の禁止等を実施。本州以南では、平成21年度に1羽、平成30年度2羽を確認。
- 鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合、指定猟法禁止区域を指定。

課題

- 本州以南における猛禽類の鉛中毒及び鉛汚染に関する科学的知見のさらなる蓄積が必要。

猛禽類における鉛中毒確認数



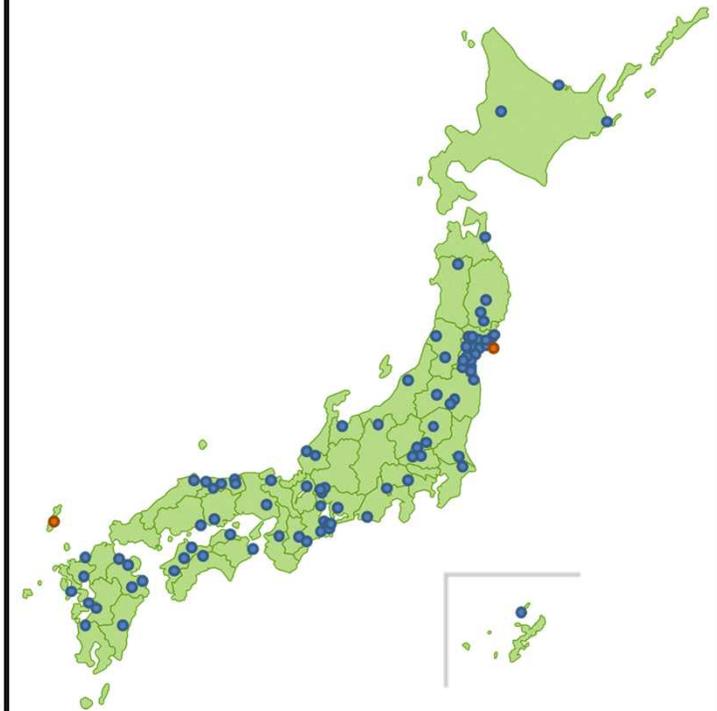
出典:

- ・北海道庁HP「ワシ類の鉛中毒対策について」
- ・北海道地方環境事務所報道発表「令和元年度国内希少野生動物種シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシの傷病個体収容結果について」
- ・平成28年度猛禽類・水鳥の鉛中毒事故実態調査検討業務報告書
- ・環境研究総合推進費「希少鳥類の鉛汚染実態把握を行うための効率的な全国サーベイランス技術の開発」中間研究成果報告書を元に作成

指定猟法禁止区域の指定状況

- 鉛製銃弾又は鉛製散弾使用禁止区域(148区域、約11.3万ha)
- 鉛製ライフル弾又はライフル銃使用禁止区域(2区域、約5.8万ha)

※北海道は全域が鉛製ライフル弾及び7mm以上の鉛製散弾使用禁止区域



出典: 都道府県の鳥獣保護区等位置図より作成 10

2-3-1. 鳥獣の保護の推進（錯誤捕獲の防止）

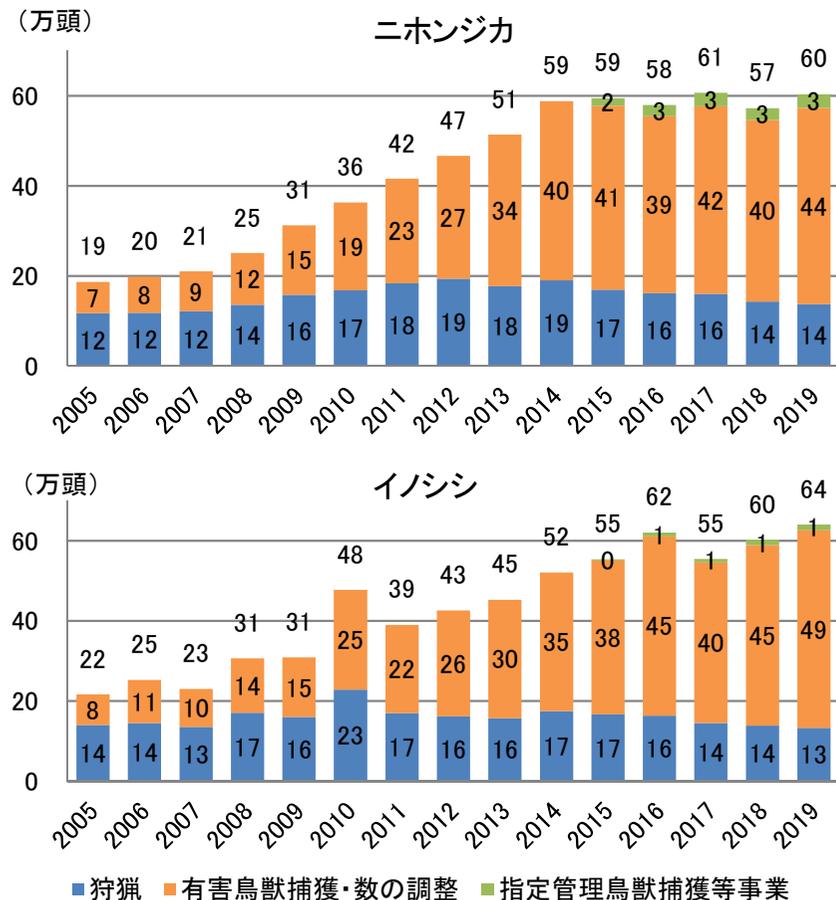
現状

- ニホンジカ及びイノシシの許可捕獲による捕獲頭数が増加。
- 錯誤捕獲に関する情報収集を行っている都道府県がある。
- 錯誤捕獲を防止するため、法令でくりわなの直径規制等を行っているほか、特定計画に基づく取組や指定管理鳥獣捕獲等事業における錯誤捕獲防止の取組が行われている。

課題

- ニホンジカ及びイノシシの捕獲の増加に伴い、錯誤捕獲の増加が懸念されており、錯誤捕獲の防止に向けた対策の推進が必要。
- 錯誤捕獲の情報収集を行っている場合であっても、必ずしも錯誤捕獲の情報として十分に活用できていない。
- クマ類・カモシカなどが錯誤捕獲された場合に安全な放獣ができず、事故が発生。

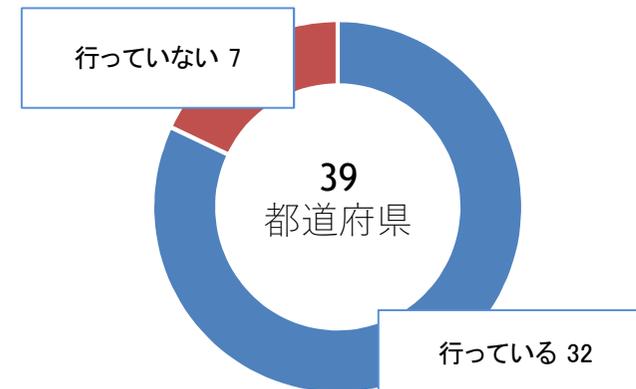
ニホンジカ・イノシシの捕獲数(捕獲種別)



錯誤捕獲の情報収集の状況

- クマ類の錯誤捕獲を防止する目的で、くりわなを用いた捕獲に関する情報収集を行っている県は32県。
- 情報収集を行っている場合であっても、必ずしも錯誤捕獲の情報として十分に活用できていない。

クマ類の錯誤捕獲を防止する目的で、くりわなを用いた捕獲に関する情報収集の実施の有無



※クマ類が生息していない九州各県・沖縄県を除く

出典：令和2年度に実施した都道府県へのアンケート調査結果を元に作成

2-3-2. 鳥獣の保護の推進（錯誤捕獲の防止）

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施している錯誤捕獲防止の取組例

- 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴う錯誤捕獲の情報を可能な限り収集することとされている。
- 都道府県が事業を実施するにあたり、錯誤捕獲の防止にも取り組んでいる。

都道府県名	取組の内容
青森県、滋賀県	誘因される種を限定するような誘因餌を用いることで錯誤捕獲を防止
石川県	ICTによる遠隔監視を行いながら操作することで錯誤捕獲を発生させない
富山県	カメラで事前に鳥獣の生息状況を把握し、わなを稼働させるかを判断
香川県	くくりわなが中型動物の重量では稼働しないよう調整

出典：各都道府県の指定管理鳥獣捕獲等事業評価報告書を元に作成

錯誤捕獲された鳥獣の放獣時に生じた事故の事例

- 愛知県新城市において、個体数調整目的でイノシシ等の捕獲を行っていた70歳男性が、わなの見回り中にくくりわなにカモシカがかかっていることを確認。1人でカモシカを放獣しようとしたところ、角で太ももの付け根を刺され、死亡。（令和2年10月）

3-1. 鳥獣保護管理の人材育成

現状

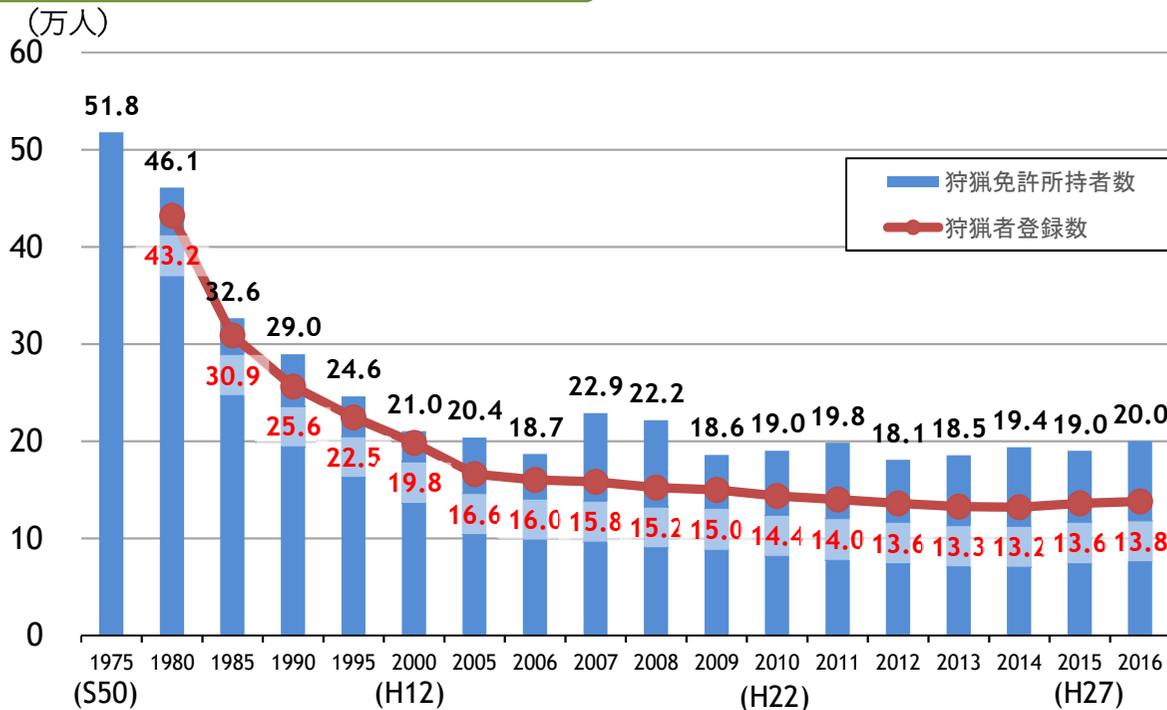
- 狩猟免許取得者数は下げ止まっているが、狩猟者登録していない者が約6万人存在。
- 若い免許所持者も増加傾向にあるが、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている(免許所持者の63%が60歳以上)。
- 銃猟免許所持者が40年前に比べて5分の1に減少。
- 鳥獣管理に関する専門的な知見を有する職員の1都道府県当たりの専門職員数は平均約3人程度で推移。

課題

- 実際の捕獲事業に従事できる技術を持った者の確保が必要。
- 担い手の社会的重要性の増大に伴い、負担が増大していることから負担軽減のための取組が求められている。
- 都道府県・市町村における鳥獣保護管理の専門人材の確保・育成が必要。

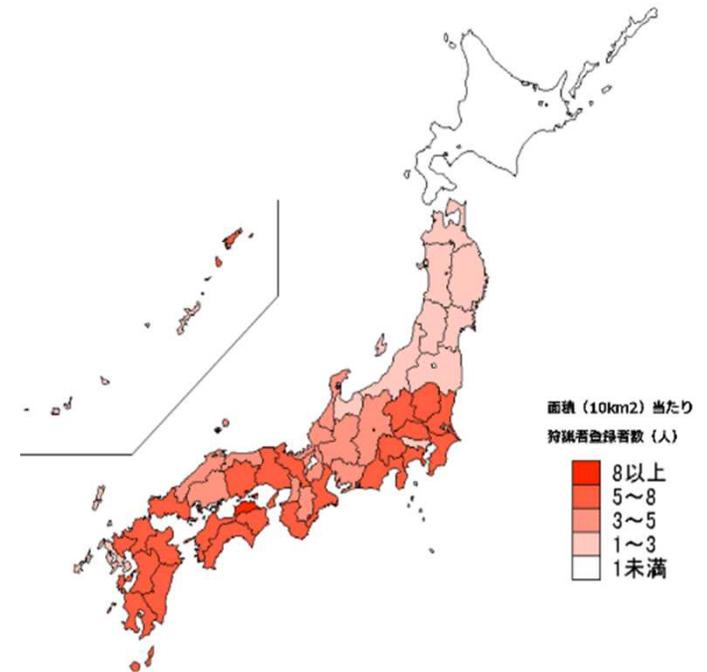


狩猟免許所持者数・狩猟者登録者数の推移



※狩猟免許所持者数・狩猟者登録者は種別毎の延べ人数
 ※狩猟者登録制度は1978年から開始
 (出典：鳥獣関係統計より作成)

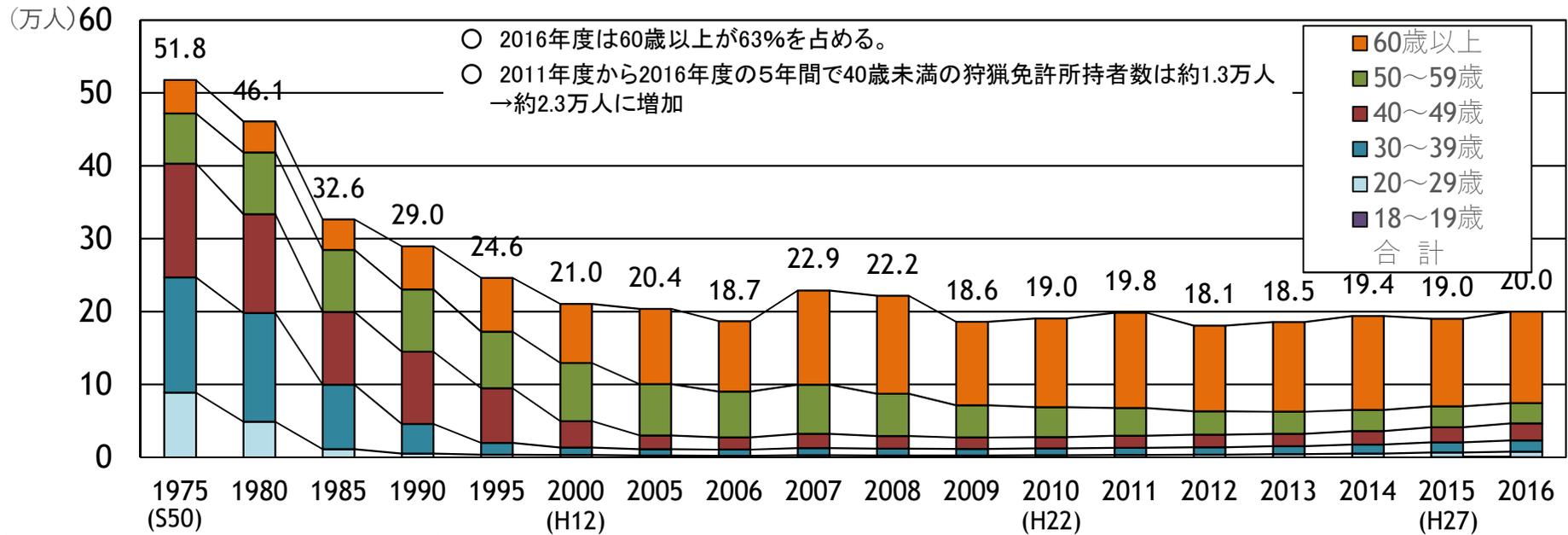
面積(10km²)当たりの狩猟者登録者数の状況



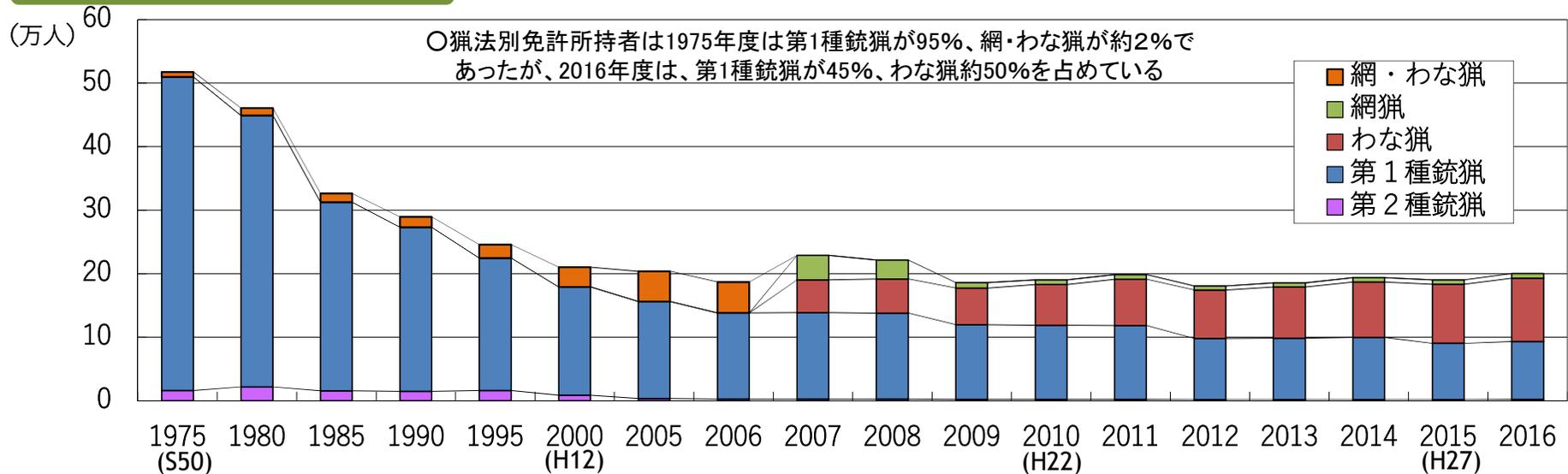
※北海道の狩猟者登録者数は8,178人(H28)で全国で最も多いが、面積も大きいので1未満となっている

3-2. 鳥獣保護管理の人材育成

全国の年齢別狩猟免許所持者数



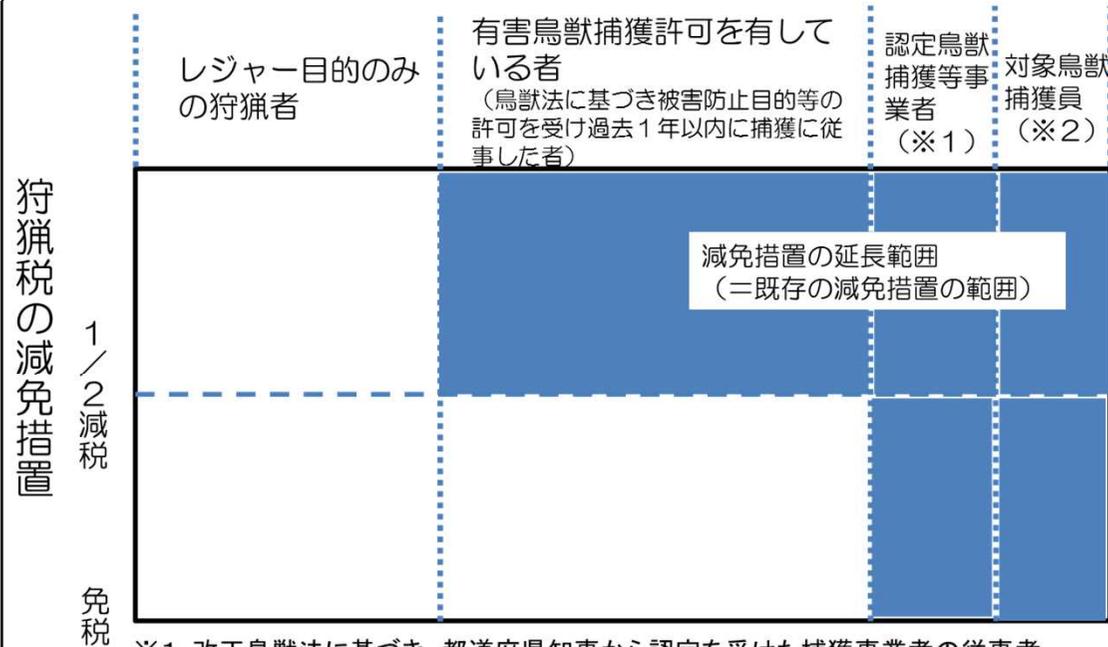
全国の猟法別狩猟免許所持者数



3-3. 鳥獣保護管理の人材育成

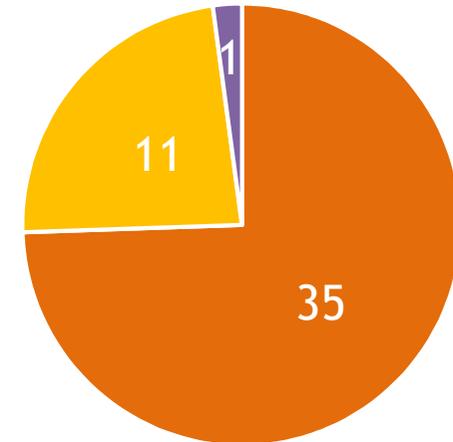
狩猟税の減免措置の概要

- 平成31年度税制改正により、平成27年度から実施してきた狩猟税の減免措置を継続(令和6年3月31日までの時限措置)
- 通常の税額は、銃猟(装薬銃)で16500円、わな猟・網猟で8200円、銃猟(空気銃)で5500円/年



- ※1:改正鳥獣法に基づき、都道府県知事から認定を受けた捕獲事業者の従事者(過去1年以内に実際に捕獲に従事した都道府県において適用)
 ※2:鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村長から任命されて捕獲を行う者

狩猟税の減免措置に関する都道府県の意向



■ 賛成 ■ 条件付き賛成 ■ 反対

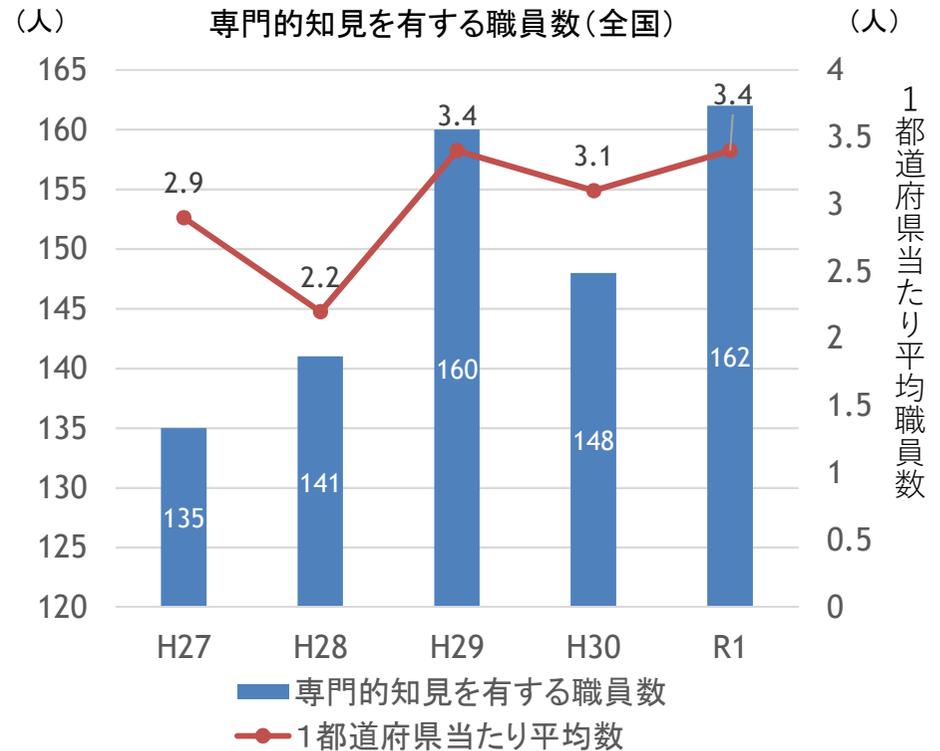
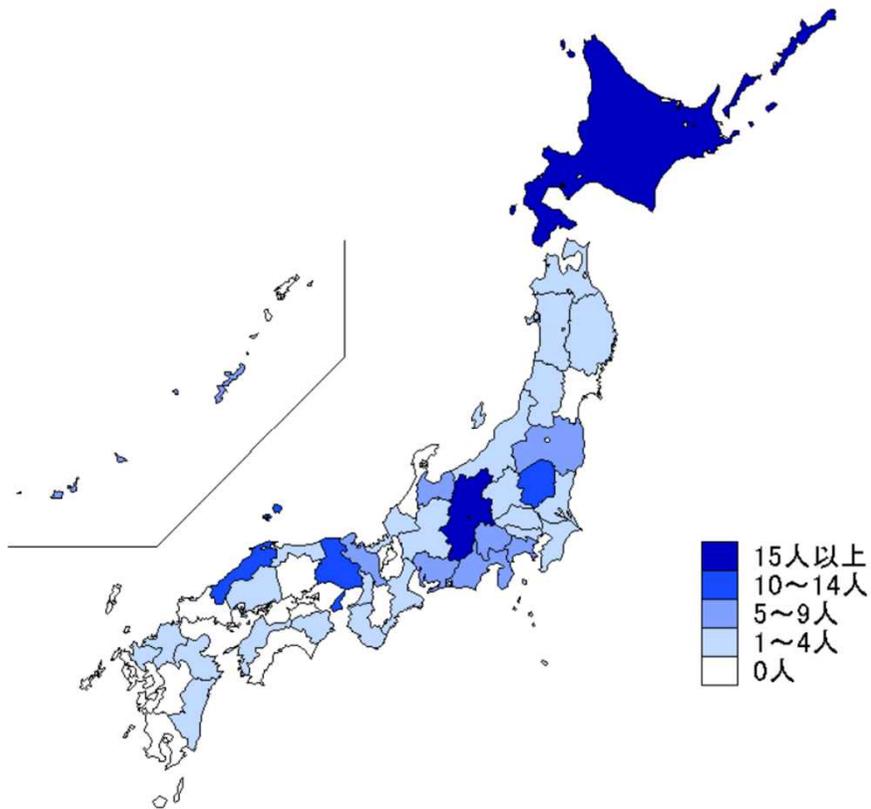
【賛成の主な理由】

- ・捕獲の担い手になるメリットとなり、担い手確保の一助となる。
- ・狩猟者の減少及び高齢化により、今後の捕獲の担い手の確保が重要な課題となっている中で、経済的負担の軽減は一層重要であるため。
- ・軽減措置が捕獲従事者に対するインセンティブとなり、捕獲数の増加につながる。

出典：平成30年度狩猟税の軽減措置に関する都道府県アンケート結果をもとに作成

3-4. 鳥獣保護管理の人材育成

専門職員数(人)



(出典: 環境省HP「都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員の配置状況について」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort11/effort11.html> より作成)

※調査における専門的知見を有する職員は、以下の①～⑤の職員としている

- ①環境省の人材登録事業の登録者 ②農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者
- ③環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会又は農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者
- ④鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有する者 ⑤上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者

4. 野生鳥獣に由来する感染症対策

現状

- 高病原性鳥インフルエンザ及びCSF(豚熱)といった特定の感染症への対応が主となっている。
- 国内における野生鳥獣に関する感染症についての情報が不十分である。

課題

- 高病原性鳥インフルエンザ及びCSF以外の感染症を含めた対応についても検討する必要がある。
- 国内における野生鳥獣に関する感染症についての情報を広く収集し、鳥獣の保護管理に反映していく必要がある。

感染症に関する環境省の主な取組

鳥インフルエンザ

<通常時>

①野鳥におけるウイルス保有状況調査(サーベイランス)

- ・都道府県、研究機関等と連携し、野鳥における全国的なサーベイランス(死亡野鳥調査・糞便調査)を実施(平成20年～)

②渡り鳥の飛来状況調査

- ・全国52か所で9～5月に月2回(国指定鳥獣保護区は月3回)、渡り鳥の飛来状況を調査・情報提供(平成19年～)

③渡り鳥の飛来経路解明

- ・人工衛星を活用し、渡り鳥の飛来状況を追跡(平成19年～)

<発生時>

- ・野鳥監視重点区域の指定、緊急調査の実施
- ・野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げによる野鳥の監視強化等

CSF(豚熱)

①野生イノシシの捕獲強化

- ・農林水産省、関係都府県と連携し、養豚場の周辺や侵入・拡散リスクが高い地域等を「捕獲重点エリア」に設定し、野生イノシシの捕獲を強化(令和元年～)、交付金による捕獲支援(平成30年～)

②野生イノシシの捕獲時の防疫措置の徹底

- ・野生イノシシを捕獲等する際に捕獲従事者等が実施すべき防疫措置を手引きとして作成、講習会の実施(令和元年～)

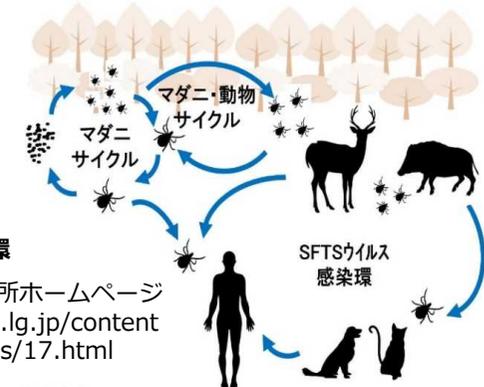
③野生イノシシにおける感染確認検査の実施

- ・野生イノシシでの非感染確認具を対象として、環境省において野生イノシシのCSF・ASF感染確認検査に協力(令和元年～)

リスクが指摘される鳥獣に関わる感染症の例

○SFTS(重症熱性血小板減少症候群)

- ✓平成25年に国内で初めて患者が確認され、西日本を中心に500人以上が感染。
- ✓ニホンジカやアライグマ等のほ乳類に寄生するマダニに刺されることにより感染。
- ✓特にネコ科動物は感染した際の症状が重いとされ、我が国に生息するヤマネコへの影響も懸念。



右図：SFTSウイルスの感染環

(出典) 宮崎県衛生環境研究所ホームページ
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/content/s/org/fukushi/eikanken/news/17.html>

○ウエストナイル熱

- ✓国内での報告はないが、ヨーロッパ、北米等で発生。
- ✓主に蚊に刺されることにより感染。鳥類と蚊の感染環で維持され、国内にも感染しうる鳥類や馬が生息。
- ✓鳥類(猛禽類)や馬(在来馬)など希少鳥獣等への影響が懸念。

5-1. 外来鳥獣対策の推進

現状

- 狩猟鳥獣は48種を指定。このうち9種(鳥類2種、獣類7種)が外来鳥獣。
- 捕獲許可にあたっては、捕獲を行う場所、鳥獣種、捕獲数などのほかに捕獲後の措置を示すこととなっているが、外来鳥獣の捕獲後の措置に関して放獣を禁止する規定がない。

課題

- 外来鳥獣を狩猟鳥獣指定する場合、自由な狩猟により鳥獣が分散するなど計画的な管理を阻害する懸念があるとの指摘がある。
- 外来鳥獣の捕獲後の放獣により被害が拡大する懸念があり、都道府県から「放獣を禁止することを基本指針で位置づけてほしい」との要望がある。

狩猟鳥獣に含まれる外来鳥獣の概況

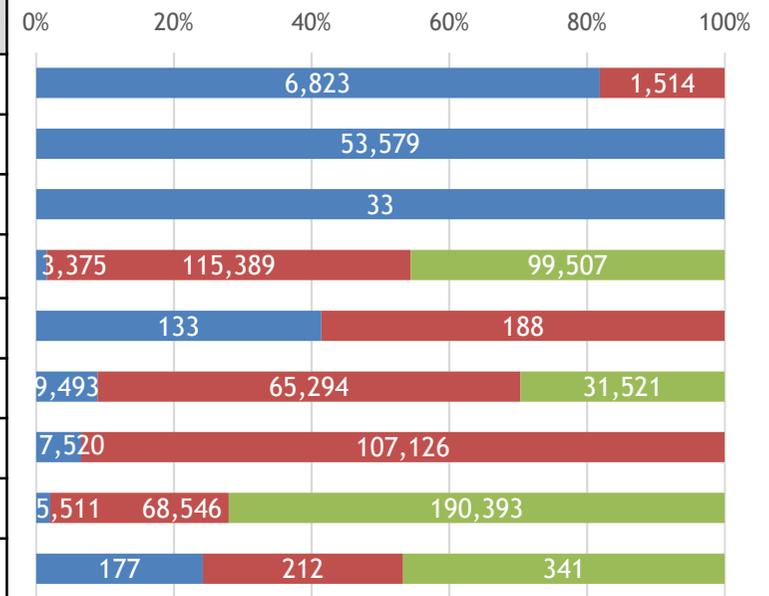
種名	特定外来生物指定	捕獲数合計(H19~H28年度)				計	狩猟の割合
		狩猟	被害防止目的の捕獲	外来生物法に基づく防除			
コウライキジ		6,823	1,514	-	8,337	81.8%	
コジュケイ		53,579	0	-	53,579	100.0%	
シマリス※		33	0	-	33	100.0%	
クリハラリス(台湾リス)	○	3,375	115,389	99,507	218,271	1.5%	
チョウセンイタチ※		133	188	-	321	41.4%	
ヌートリア	○	9,493	65,294	31,521	106,308	8.9%	
ハクビシン		7,520	107,126	-	114,646	6.6%	
アライグマ	○	5,511	68,546	190,393	264,450	2.1%	
ミンク	○	177	212	341	730	24.2%	

※シマリスは北海道では在来種、チョウセンイタチは長崎県対馬では在来種
(出典: 鳥獣関係統計より作成)

狩猟鳥獣以外の外来鳥獣の概況

種名	特定外来生物指定	捕獲数合計(H19~H28年度)		
		被害防止目的の捕獲	外来生物法に基づく防除	計
キョン	○	18,719	13,516	32,235
マングース	○	3,280	8,247	11,527

捕獲種別の捕獲数



- 狩猟による捕獲
- 被害防止目的の捕獲
- 外来生物法に基づく防除としての捕獲

5-2. 市街地出没等における円滑な対応の推進

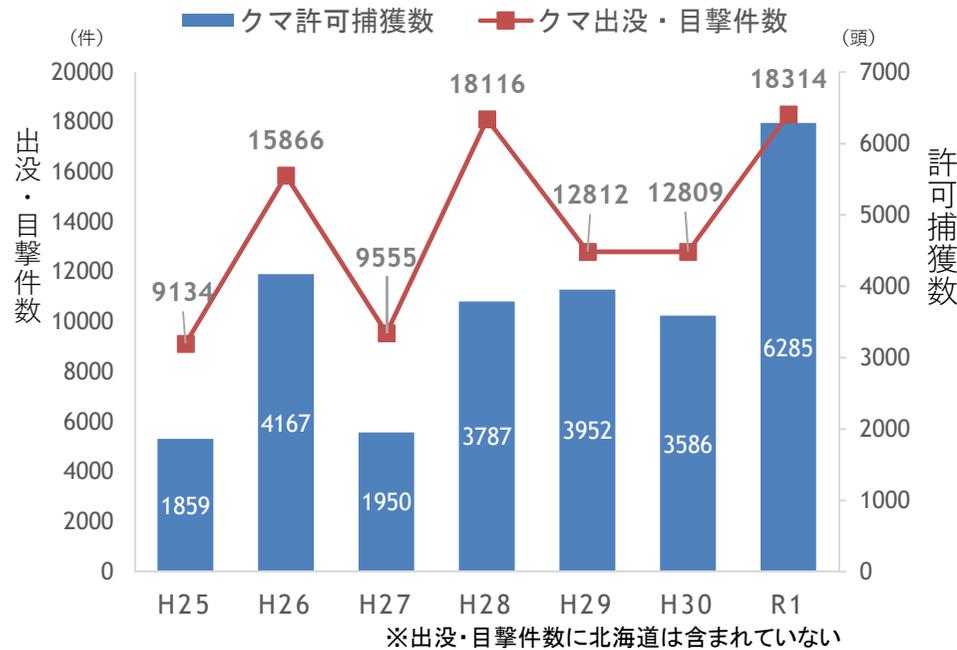
現状

- 近年、住居集合地域等の市街地に野生鳥獣が出没する事案が増加。人の生活圏と野生鳥獣の生息域の境界が不明瞭になってきている。
- クマ類やイノシシ等の大型獣類が市街地に出没した際に、対応できる人材が少ない。
- 大型獣類の場合、麻醉銃に撃たれたことによる二次被害の可能性があることから、住居集合地域における麻醉銃猟については原則としてニホンザルを想定。

課題

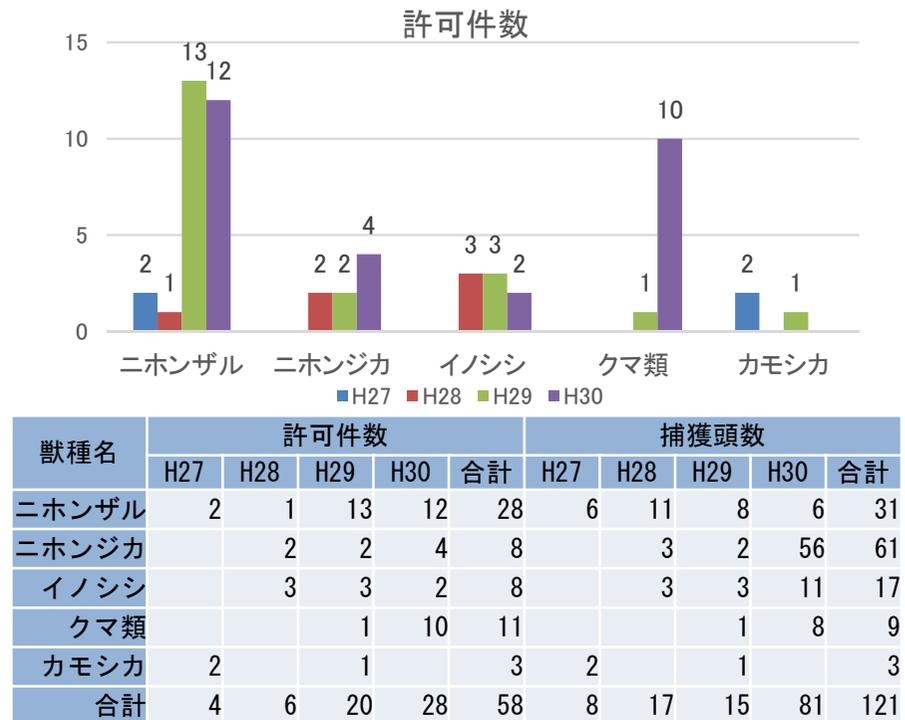
- クマ類やイノシシ等の大型獣類が市街地に出没した場合、迅速性や高い技術力が求められ、対応者の配置や連絡体制を予め計画的に準備しておく必要性が増してきている。
- 市街地に接する里地里山等の環境管理を担う人材育成、時代に即した管理方法を構築する必要がある。
- ニホンザル以外の鳥獣を市街地において麻醉銃猟で捕獲するための具体的な基準がなく、適否の判断ができない。

クマ類の出没・目撃件数と許可捕獲数の推移



(出典: 環境省HP「クマに関する各種情報・取組」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html> より作成)

住居集合地域における麻醉銃猟の許可件数と捕獲頭数の推移



(出典: 令和元年度に実施した都道府県アンケートより作成)

5-3. 鳥獣保護管理のデジタル化

現状

- 情報システムを取り巻く環境は著しく変化しており、行政においてもオンライン利用が促進されているものの、捕獲情報の収集は紙媒体が多く、事務担当者の負担となっている。
- 収集する捕獲情報の内容が、特定計画の作成・評価の際に有効な情報となっていない場合がある。
- 地域では、鳥獣管理の省力化、効率化を目的として、ICTを活用したわなの活用やモニタリング等の取組が進められている。

課題

- 特定計画の作成・評価の際に有効な捕獲情報を効率的・効果的に収集する仕組みが必要である。
- 捕獲報告・目撃情報をICTを活用して収集する仕組みを構築し、捕獲情報のさらなる活用を進めるため、鳥獣の保護管理に活用しやすい統計資料としてまとめる必要がある。
- ICTを活用した鳥獣保護管理の取組の全国的な普及及び市街地出没への対応等新たな技術開発が求められている。

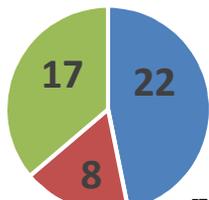
捕獲情報収集システム

地方公共団体等が収集する鳥獣の捕獲等にかかる情報を国において収集し、一元的に管理

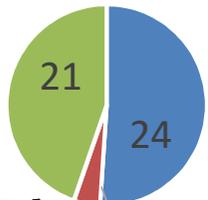
- **メインシステム**
捕獲情報の入力・集計・報告を行う
- **許可証等発行サブシステム**
狩猟免許等の発行や狩猟者台帳の管理等を行う
- **資料データ共有サブシステム**
鳥獣管理に関する各種統計データや資料等の共有を行う

都道府県におけるシステム利用状況

メインシステム



許可証等発行サブシステム



■ 既に利用している
■ 試験的に利用
■ まだ利用していない・その他(未回答を含む)

例: 許可捕獲の入力項目

わな設置記録	捕獲位置情報
許可番号	許可番号
従事者番号	従事者番号
市町村名	捕獲年
メッシュ番号	捕獲月
設置開始年	捕獲日
設置開始月	捕獲方法
設置開始日	猟具
設置終了年	鳥獣区分
設置終了月	鳥獣名
設置終了日	雄雌区分
箱わな設置数	齡
囲いわな設置数	捕獲数
くくりわな設置数	目撃数(捕獲数を除く)
その他わな設置数	出猟者数
	市町村名
	メッシュ番号
	処置概要

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業におけるICTを活用したわな猟の取組(令和元年度実施例)

わな一括遠隔監視システムの運用	複数のわなの作動状況をクラウドサーバー上で一元管理して端末で確認できるシステムを運用し、見回りの省力化などの効果を検証。
ICT檻罟遠隔監視・操作システムの実証	インターネットを利用して、わなの様子を映像で確認し、遠隔操作で捕獲する手法の実証。
無線式捕獲管理システムを利用したくくりわな捕獲の検証	くくりわな捕獲の見回り労力軽減を図るため、無線式捕獲管理システムによる見回りの省力化やシステムの性能について技術検証。
ICT囲いわなの複合的な捕獲効率の検証	捕獲従事者の負担軽減のため、通信費等が発生しない「特定小電力無線(免許・登録申請が不要)」による小型発信器とトランシーバー型専用受信機を使用する安価な通信システムを検証。